

けんりょうご 権利擁護のそうだんコーナー

宍粟市社協では、市民の皆様が安心して地域で日常生活を送ることができるよう、様々なご相談をお受けしております。この頁では、毎月の相談所開設状況をご案内いたします。また、今月号から宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aを“権利擁護のそうだんコーナー”として掲載します。

Q 消費者金融に返済したお金のうち、余分に払いすぎた過去の利息を取り戻せると聞いたことがあります。どういうことでしょうか。

A 契約上の利息の利率、取引内容、取引期間等によっては、取り戻せる場合があります。利息制限法上、約定利率は、貸付元本が10万円未満の場合は20%、10万円以上100万円未満の場合は18%、100万円以上の場合は15%が上限であるとされており、それを上回る利息の契約は無効となります。

しかし、消費者金融業者等は、利息制限法を上回る約定利率により契約し、利息を受領してきました。そのため、利息制限法上の利率で計算し直すと、弁済した利息の一部が元本に充当され、元本額が減少していきます。その結果、すでに元本を返済し終わっていたり、さらには返済し過ぎているという事態が生じます。

この返済し過ぎている利息を「過払い金」といい、貸金業者に対して返還請求をすることが可能です。

実際に過払い金の返還を求められるかどうかは、貸金業者から取引開始当初の履歴の開示を求めた上で、利息制限法上の利率に引き直して計算してみなければ明らかとなりませんので、一度、市町村や弁護士会、司法書士会、法テラス等の法律相談に行ってみられるとよいでしょう。

姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

◎ 心配ごと相談

山崎 ● 宍粟防災センター

4月24日（金）
5月1日、8日、15日（金）
午後1時30分～4時

◎ 無料法律相談

web相談 インターネットを利用し、パソコンの画面で、弁護士とテレビ電話形式で相談を行います。

パソコン操作の必要はありません。
● 一宮保健福祉センター

一宮 ● センター三方

5月12日（火）
午後1時30分～4時

波賀 ● メイプル福祉センター

5月27日（水）
午後1時30分～4時

千種 ● 千種保健福祉センター

5月13日（水） ※児童相談
午前10時～11時30分
5月19日（火） ※一般相談
午後1時30分～4時

◎ 結婚相談

5月9日（土）、21日（木）
● 宍粟防災センター
午後1時30分～4時

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の
午前8時30分～午後5時30分、
常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。
※相談はいつでも無料です。
※市内にお住まいの方が対象です。